

# MKS社会保険加入促進ガイドライン

令和5年度4月版



一般社団法人

マンション計画修繕施工協会

## MK S 社会保険加入促進ガイドライン

### 目 次

はじめに

第1章 社会保険の概要	P1
1. 建設業における社会保険	P1
(1) 医療保険	P2
1) 医療保険の加入義務	P2
2) 保険料（協会けんぽ）	P2
3) 医療保険の給付	P5
4) 被保険者の負担割合	P6
(2) 年金保険	P7
1) 年金保険の概要	P7
2) 厚生年金保険料	P8
3) 年金給付と未納対応	P8
4) 介護保険	P9
(3) 雇用保険	P9
(4) 労災保険	P10
1) 労災保険対象労働者	P10
2) 労災保険の特別加入制度	P10
3) 労災保険給付の種類	P11
2. 国の社会保険未加入対策	P12
(1) 社会保険未加入対策への指導	P12
(2) 施工体制台帳への保険加入状況の記載（新旧比較）	P17
第2章 MK S の社会保険未加入対策への対応	P23
1. MK S 加入促進計画	P23
2. 会員社保険加入状況アンケート調査結果	P24
3. 標準見積書の活用	P25
(1) MK S 標準見積書の考え方	P25
(2) 法定保険料率算出根拠	P26
(3) 標準見積書書式（建築編）	P27
(4) 標準見積書書式（建築編）における標準的労務費率の算出	P33
(5) 標準見積書項目（設備編）と標準的労務費率の算出	P40
4. 適正な法定福利費の確保と供与	P42
参考資料：国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」	P44

はじめに

国土交通省において、平成 29 年度を目標に、平成 24 年から建設業界における社会保険未加入対策に取り組んでおり、社会保険未加入対策推進協議会を設置し、建設業関連団体全体で適切な法定福利費の確保と社会保険未加入者の建設現場からの排除を行ってきている。

当協会も、この社会保険未加入対策推進協議会に参加すると共に、協会内に社会保険未加入対策特別委員会を設け、協会委員社における社会保険加入状況実態調査や本ガイドラインの取り纏めに取り組んできた。特にこのマンション計画修繕工事業界は、他の専門工事業団体が新築主体なのに対して、既存建物の改修という特性から独自の労務比率の考え方や発注者である管理組合に対しての理解を得る指標を分かりやすく整理しなければならず、取り纏めには約 2 年を費やすこととなった。

国土交通省が目標とする平成 29 年度までに本ガイドラインを活用し、会員社の見積もり及び下請業者との契約見積もりにも適切な法定福利費が計上され、かつ発注者にもこの趣旨を理解して頂き、マンション計画修繕工事における末端技能者までが社会保険加入率 100%となるよう、皆様方のご理解、ご協力を切に願うものである。

なお、本ガイドラインの作成に当たり、ご協力頂いた会員各位及び社会保険未加入対策特別委員会委員各位に感謝の意を表したい。

初版発行 平成 28 年 1 月

改訂発行 令和 5 年 4 月

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

会 長 坂 倉 徹

社会保険未加入対策特別委員会

委 員 長 山 岸 大 輔



# 第1章 社会保険の概要

## 1. 建設業における社会保険

社会保険には、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険の5種類の社会保険がある。

医療保険は健康保険法、年金保険は国民年金法、介護保険は介護保険法、雇用保険は雇用保険法、労災保険は労働者災害補償保険法と、それぞれに法律で定められており、健康保険、年金保険の加入は、日本国民すべてに義務付けられている。

建設業においては、雇用・医療・年金保険等について、法定福利費を適正に負担しない企業（社会保険未加入企業）が存在することに鑑み、社会保険未加入問題への対策として、建設業法施行規則等の改正が平成24年5月1日に公布され、平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険未加入企業に対して、行政では加入指導を強化している。

具体的には、

- ①経営事項審査項目の区分を雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入状況への見直し及び未加入の場合の減点幅拡大
  - ②建設業許可新規申請・更新申請時の添付資料に保険加入状況を記載した書面を追加
  - ③営業所及び工事現場への立ち入り検査の実施
- などの対策が講じられている。

建設業における労働保険、社会保険の加入義務等一覧表

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険 (いずれかに加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険 ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)(適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※1	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険 ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの    □ : 個人で加入するもの

各保険の概要は次のようになる。

(1) 医療保険

1) 医療保険の加入義務

建設工事業を営むものは、健康保険法における適用事業所に該当し、この事業所に使用されるものは「被保険者」として健康保険への加入が義務づけられる。

但し、次のものはこの「被保険者」に該当せず、引き続き2月間に通算して26日以上使用される見込みがないことが明らかなものを除き、日雇特例被保険者となる。

- ① 臨時に日々雇用される者で1ヶ月を超えない者
- ② 臨時に2ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない者
- ③ 季節的業務に4ヶ月を超えない期間使用される予定の者
- ④ 臨時的事業の事業所に6ヶ月を超えない期間使用される予定の者

医療保険の加入義務は表の通りで、日雇労働者や一人親方を除いて、法人の場合は常用労働者が1人以上、個人事業主の場合は5人以上で協会けんぽや健康保険組合等に加入し、事業主の負担が発生する。

2) 保険料(協会けんぽ)

保険料率は、都道府県によって個別に定められており、別表のようになる。

(令和 5 (2023) 年 4 月納付分～)

協会けんぽ都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率 1.82%が加わる。40歳から64歳の協会けんぽ加入割合 56.0%（協会けんぽ令和3年度事業年報）を乗じた比率となる。

また、日雇特例被保険者の保険料率は次表となる。

### 日雇特例被保険者の方の保険料額(令和5年4月分～)

(単位:円)

標準賃金日額		賃金日額		保険料日額					
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
等級	日額			10.00% (平均保険料率)			11.82% (平均保険料率+介護保険料率)		
		金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額	金額	日雇特例被保険者が負担する額	事業主が負担する額		
第1級	3,000	円以上	円未満	390	150	240	450	175	275
第2級	4,400	3,500	5,000	570	220	350	680	260	420
第3級	5,750	5,000	6,500	740	285	455	880	335	545
第4級	7,250	6,500	8,000	940	360	580	1,110	425	685
第5級	8,750	8,000	9,500	1,140	435	705	1,350	515	835
第6級	10,750	9,500	12,000	1,400	535	865	1,660	635	1,025
第7級	13,250	12,000	14,500	1,730	660	1,070	2,040	780	1,260
第8級	15,750	14,500	17,000	2,050	785	1,265	2,430	930	1,500
第9級	18,250	17,000	19,500	2,380	910	1,470	2,810	1,075	1,735
第10級	21,250	19,500	23,000	2,770	1,060	1,710	3,280	1,255	2,025
第11級	24,750	23,000		3,230	1,235	1,995	3,820	1,460	2,360

◆保険料日額(金額)の計算方法

- ①…標準賃金日額×平均保険料率(注)
- ②…①の10円未満を切り捨てる
- ③…①×31/100
- ④…③の10円未満を切り捨てる
- ⑤…②+④=保険料日額(金額)

◆日雇特例被保険者と事業主の負担額

- ②×1/2=日雇特例被保険者負担額
- ②×1/2+④=事業主負担額

◆賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、平均保険料率(注)を乗じた額になります。

また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

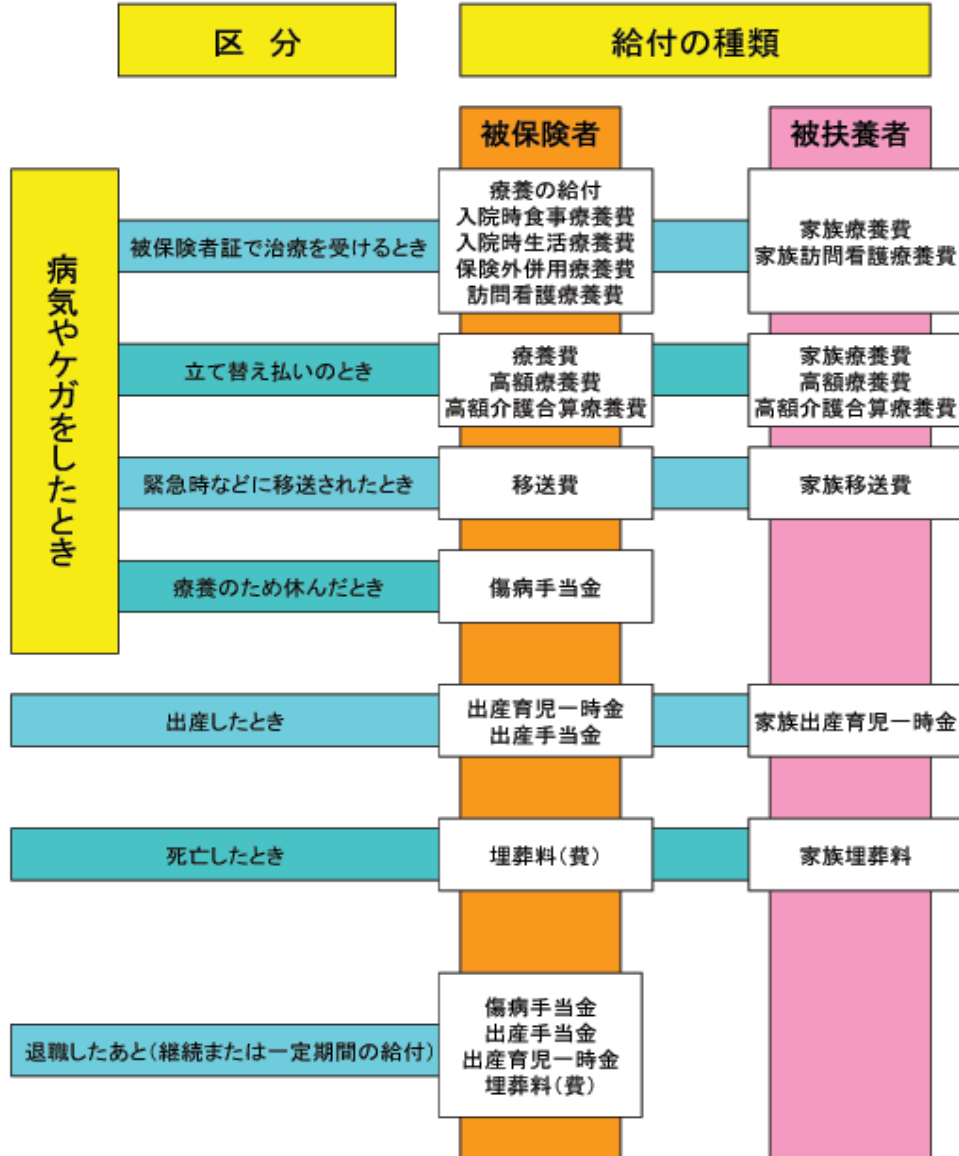
(注)40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)は、医療に係る平均保険料率に介護保険料率が加わります。

(注)端数整理により、計算結果が整合しない場合があります。

この他、全国建設工事国民健康保険組合などの国保組合へ加入する場合もあるが、その場合は健保適用除外申請などの手続きが必要である。



3) 医療保険の給付



#### 4) 被保険者の負担割合

##### 医療費の一部負担（自己負担）割合について

- それぞれの年齢層における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおり。
- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割（※））。
  - ・ 70歳から74歳までの者は、2割（現役並み所得者は3割。）。
  - ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。
- （※）令和4年10月1日から施行。

	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		
6歳 (義務教育就学後)	3割負担		
	2割負担		

#### 患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

(平成30年8月～)

	負担割合	月単位の上限額（円）	
		外来（個人ごと）	上限額（世帯ごと）
70歳未満	3割（※1）	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超	
		252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% <多数回該当：140,100>	
		年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円	
		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% <多数回該当：93,000>	
		年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円	
70歳以上	3割	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回該当：44,400>	
		～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下	
		57,600 <多数回該当：44,400>	
	70～74歳 2割（※4）	住民税非課税	
		35,400 <多数回該当：24,600>	
75歳以上 1割	8,000	外来（個人ごと）	
		上限額（世帯ごと）	
		252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% <多数回該当：140,100>	
70～74歳 2割（※4）	年14.4万円（※5）	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% <多数回該当：93,000>	
		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% <多数回該当：44,400>	
75歳以上 1割	8,000	～年収約370万円 健保：標報26万円以下（※2）／国保・後期：課税所得145万円未満（※2）（※3）	
		57,600 <多数回該当：44,400>	
75歳以上 1割	8,000	住民税非課税	
		24,600	
75歳以上 1割	8,000	住民税非課税 (所得が一定以下)	
		15,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

※5 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

## (2) 年金保険

### 1) 年金保険の概要

国民年金とは、日本国憲法第 25 条第 2 項（「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」）に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度である（第 1 条）。

国民年金の被保険者は、職業・就労形態や保険料の納め方で対象が異なる。大きく分けると、下の 2 つに分かれる。

1. 強制加入被保険者（第 1 号・第 2 号・第 3 号被保険者。国民年金法 7 条 1 項各号）  
原則従業員を 5 人以上雇う事業所は強制加入となる。

また、従業員が 5 人未満の場合でも、従業員の半分以上の人が健康保険に加入することに同意して、「健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書」と「任意適用同意書」を管轄する年金事務所（社会保険事務所）に提出することで任意の適用事業所になることができる。

2. 任意加入被保険者（国民年金法附則 5 条 3 項）

また、厚生年金保険（厚生年金）等の被用者保険に加入している者（第 2 号被保険者）は、同時に国民年金に加入していることになる。国民年金の給付は、すべての被保険者に共通する基礎年金（老齢・障害・遺族）と第 1 号被保険者の独自給付（付加年金、寡婦年金、死亡一時金等）がある。

国民年金に保険料を直接納めるのは、強制加入被保険者のうちでは第 1 号被保険者のみである。第 2 号被保険者は厚生年金等の保険料に国民年金（基礎年金）分が含まれており、第 3 号被保険者は年金法では本人の保険料負担はなく、配偶者の加入している年金の保険者が第 2 号被保険者の分とともに基礎年金拠出金として負担している。

公的年金制度（老齢による給付の場合）

2階部分	国民年金基金 (任意加入)		厚生年金 (受給時の正式呼称は 老齢厚生年金)	共済年金 (共済組合) 平成27年10月以降は 厚生年金に統一
1階部分	国民年金（基礎年金、受給時の正式呼称は老齢基礎年金）			
	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	
加入者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者で第2号被保険者・第3号被保険者でない者（自営業者、農業者、学生、一定のパートタイマー、無職等）	20歳以上60歳未満の者である第2号被保険者被扶養配偶者	民間サラリーマン、フルタイムのフリーター、一定のパートタイマー等（年齢規定なし。但し老齢年金の受給権を有する者は65歳未満）（いずれの場合も所定の臨時雇用の場合を除く）	公務員等
保険料	(定額) 月額16,520円 (令和5年度)	本人負担無し(第2号被保険者の年金制度が負担)	平成29年9月より料率固定、標準報酬月額18,300%（一般）(労使折半)	共済年金は独自の保険料率を設定

2) 厚生年金保険料

令和5年3月分(4月納付分)からの厚生年金保険料額表

○令和2年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表(令和5年度版)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額
				18.300%	9.150%
1	88,000		93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	93,000	101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	101,000	107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000	635,000	113,460.00	56,730.00
32	650,000	635,000		118,950.00	59,475.00

- 厚生年金保険料率(平成29年9月1日～適用)  
一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% (厚生年金基金加入員 …13.300%～15.900%)
  - 子ども・子育て拠出金率(令和5年4月1日～適用) …0.36%  
[参考]令和4年4月分～令和5年3月分までの期間は0.36%
- ※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

※子ども・子育て拠出金(旧児童手当拠出金)について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主は、子ども手当等の支給に要する費用の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担する。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となる。

3) 年金給付と未納対応

国民年金保険料の納付率は、令和5年度2月末時点で公表されているものでは79.5%(1年経過納付率)である。

年金額は、20歳から60歳までの40年間全ての期間の保険料を納めた場合、年間

795,000 円（令和 5 年度）で 1 カ月 66,250 円程度となっているが、老齢基礎年金は加入 10 年ないと支給ゼロとなってしまう。

障害年金、遺族年金なども加入期間さえあれば 1/2 の国庫負担が入った年金が支給されるので、次項の後納制度と合わせて対応されたい。

#### 4) 介護保険

介護保険に必要な費用は、40 歳以上の被保険者が納める介護保険料で賄うこととされ、その費用は年度ごとに決められる。40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に該当する者は、一般被保険者の保険料率に介護保険料率 1.82%（令和 5 年 3 月分（4 月 30 日納付期限分）から）を加えたものとなる。

#### (3) 雇用保険

労働者を雇用する事業所は、「適用事業所」となる（第 5 条）。

雇用保険の「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、以下のいずれにも該当しない者であって、雇用保険の被保険者になるか否かは、本人の意思に関係なく、加入要件を満たすことで当然に被保険者となるため、労働者の側から加入を拒むことはできない。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- ③ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く） 4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
- ④ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満である者
- ⑤ 学校教育法に規定する各学校の学生又は生徒であって、次のいずれにも該当しない者 卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっている者
  - ・休学中の者
  - ・定時制の課程に在学する者
  - ・その他前記各号に準ずる者として厚生労働省職業安定局長が定める者】

【令和5年度の雇用保険料率】

＜令和5年度の雇用保険料率＞

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(4) 労災保険

1) 労災保険対象労働者

労働者を一人でも使用する事業は、適用事業として労災保険法の適用を受けることになり、加入の手続きをとり(保険関係成立届の提出)、保険料を納付しなければならない。保険料は全額事業主負担とされている。

加入は事業場ごとに行うもので労働者ごとではない。したがって適用事業場に使用されている労働者であれば誰でも、業務上災害又は通勤災害により負傷等をした場合は保険給付を受けることができる。この労働者とは、正社員のみならずパート、アルバイト等、使用されて賃金を支給されるものはすべてが対象となる。

2) 労災保険の特別加入制度

会社の代表者(一人親方)や役員は労働保険には加入することは出来ないため、この代表者や役員に関しては労災保険のみ条件付きで特別加入という形で加入することが出来る。

3) 労災保険給付の種類

保険給付の種類		支給事由
療養 (補償)給付 (注1)	療養の給付 (注2)	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定医療機関等で療養する場合
	療養の費用の支給 (注3)	業務災害又は通勤災害による傷病について、労災病院又は労災指定医療機関以外の医療機関等で療養する場合
休業(補償)給付		業務災害又は通勤災害による傷病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない日が4日以上に及ぶ場合
障害(補償)給付	障害(補償)年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治ったとき(注4)に、障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合
	障害(補償)一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治ったときに、障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合
遺族(補償)給付	遺族(補償)年金	業務災害又は通勤災害により死亡した場合(法律上死亡とみなされる場合、死亡と推定される場合を)
	遺族(補償)一時金	1. 遺族(補償)年金を受け取る遺族がない場合 2. 遺族(補償)年金の受給者が失権し、他に遺族(補償)年金を受けることができる遺族がない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料 (葬祭給付)		業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合
傷病(補償)年金		業務災害又は通勤災害による傷病が、1年6か月を経過した日、又は同日以後において治っておらず、傷病による障害の程度が傷病等級に該当する場合
介護(補償)給付		障害(補償)年金又は傷病(補償)年金の受給者で、介護を要する場合
二次健康診断等給付		事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、次のいずれにも該当する場合 1. 検査を受けた労働者が、血圧測定、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査又はBMI(肥満度)の測定の全ての検査において異常の所見があると診断されていること 2. 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること

(注1) 業務上災害による傷病に必要な給付を「療養補償給付」といい、通勤災害による傷病に必要な給付を「療養給付」という。これらを合わせて「療養(補償)給付」という。「休業(補償)給付」等についても同様である。

(注2) 「療養の給付」とは、療養の現物給付、すなわち労災病院又は労災指定医療機関等で被災労働者に無料で療養の給付を行うことである。この場合、被災労働者は無料で療養を受けられ、療養に要した費用は直接医療機関等に支給される。

(注3) 「療養の費用の支給」とは、療養の費用の現金給付、すなわち労災病院又は労災指定医療機関以外の医療機関等で療養した場合、療養に要した費用全額を被災労働者が支払うことになるが、その相当額を被災労働者に現金で支給することである。

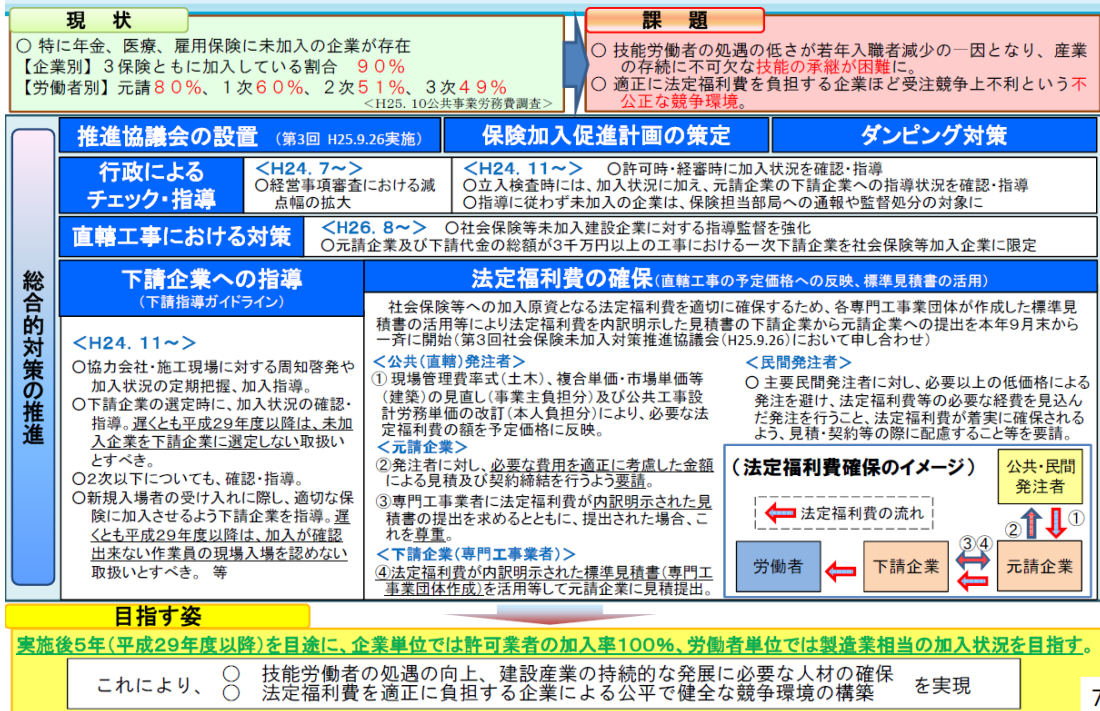
(注4) 「治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその医療効果が期待できなくなったときをいう。

これを「治ゆ」というが、必ずしも元の身体状態に回復した場合だけをいうものではない。

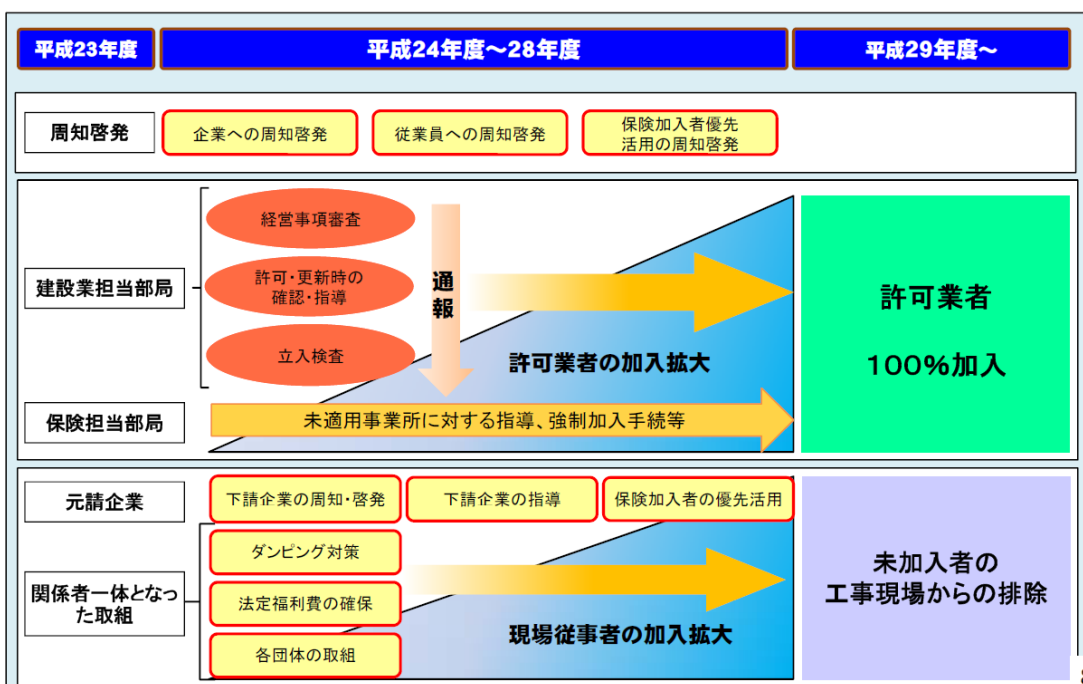
## 2. 国の社会保険未加入対策

### (1) 社会保険未加入対策への指導

#### 社会保険等未加入対策の全体像



#### 社会保険等未加入対策の進め方





## 建設業許可・更新時の保険加入の確認・指導

- 平成24年11月より、建設業の許可・更新の申請に当たっては、保険加入状況を記載した書面を提出していただき、保険加入状況を確認しています。
- 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施します。

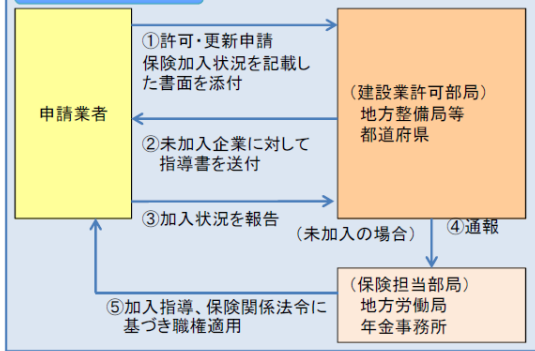
### 概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

### 申請時に提出を求める書類

- 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。
- ① 保険加入の有無等を記載した書面
- ② 確認資料
  - ・雇用保険: 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
  - ・健康保険・厚生年金保険: 領収証書又は社会保険料納入証明書

### スキーム



### 保険未加入の場合の対応

- 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱とはせず、許可は行いつつ同時に指導文書を送付する。
- ↓
- 保険加入の報告を求める。
- ↓
- 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。
  - ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
  - ・雇用保険→都道府県労働局
- <通報の内容>
  - ・企業名、所在地
  - ・未加入の保険種類(雇用、健康、年金)等

13

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2)

### 第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

### 第2 元請企業の役割と責任

#### (1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、**元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要**。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

#### (2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとりながら協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施  
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握  
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨  
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

#### (4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

#### (3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

#### (5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導  
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

16

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

### (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

### (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

### (8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

## 第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

### イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に係る全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補充し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

## 第4 施行期日等

平成24年 7月 4日 通知  
平成24年 11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

17

## (サンプル)標準見積書の作成例

御見積書(例)				
◇◇◇株式会社 殿				
				住所 ×× ○○株式会社
見積金額	L (消費税込)			
(内訳)				
項目	数量	歩掛	単価	金額
○○工事	材料費			A
	労務費			B
	経費(法定福利費を除く)			C
	小計			D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	1.050% p	E= B × p	
健康保険料(※1)	B	4.985% q	F= B × q	
介護保険料(※2)	B	0.405% r	G= B × r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	8.710% s	H= B × s	
	合計	15.150% t	I= B × t	
※1 協会けんぽ東京支部 加入の場合 ※2 介護保険加入割合を52.3%(協会けんぽ H23事業年報より)と仮定				
小計				J=D+I
消費税等				K=J × 5%
合計				L=J+K

### 標準見積書作成手順

[基本的な法定福利費算出方法の場合]

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

[算出手順例]

- 労務費総額(B)を各会社・業界の実情に合わせた方法で算出。
- 算出した労務費総額(B)に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出(E, F, G, H)。※例は協会けんぽ東京支部の事例。  
※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率(保険料率の2分の1)に被保険者となる40歳以上64歳以下の割合(52.3%、協会けんぽの場合)を乗じた比率とする  
介護保険料率の算式 =  $1.55\% / 2 \times 52.3\% = 0.405\%(r)$
- 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出(I = E + F + G + H または B × t)
- 小計額(J)を算出。
- 消費税(K)を算出。
- 合計(L)を算出し、見積金額として計上。

29

※平成27年5月に国土交通省より「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」が公表された。(巻末参考資料参照)

**1. 基本的な考え方**

○ 各業種の実情に応じ、一定の方法により当該工事に係る労務費の総額を算出し、それに法定福利費の保険料率を乗じる

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

**2. 例外的な方法**

○ 工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出する

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

【年度ごとの単価・平均値等を用いる際のポイント】

- ① 出典根拠を明確にする。
- ② 当該割合又は数量当たりの法定福利費を一定の幅を持たせた参考指標として示す。
- ③ 個別に見積書を提出する際には下請企業はその内容を合理的に説明することが求められる。
- ④ 実態を反映していないことが明らかな方法は、社会通念上認められない。

30

○ 個人事業主、一人親方(労働者とみなされる場合を除く)など、当該工事における法定福利費(事業主負担分)を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が判る場合

➡ これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めない。

○ 適用除外となる者の数や割合が判らない場合

➡ 当面、未加入者全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

↓

元請企業と下請企業は、内訳明示された見積書を踏まえ、技能労働者の保険加入の実態や未加入者の今後の加入予定等を勘案しながら協議を行い、下請契約を締結する。

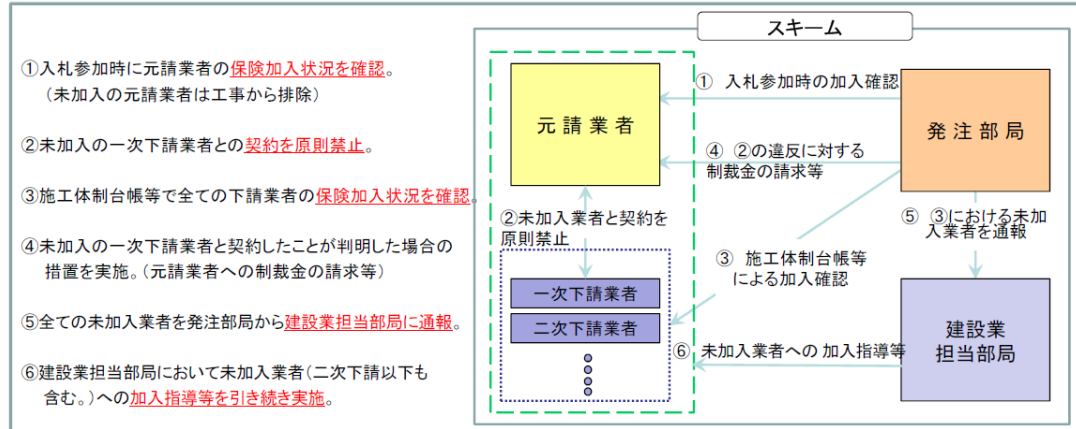
(参考)適用除外となる者の例 (注)適用除外となるもの全てを示したわけではない

- 健康保険： 常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、上記以外で、適用除外承認を受けている事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 厚生年金： 常時使用される人が5人未満の個人事業所に雇用される者、個人事業主 など
- 雇用保険： 事業主・代表者・役員 など

31

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
  - ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
  - ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。  
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。
- 上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を发出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

37

## 「みんなで取り組む」建設業の保険加入 ～平成24年7月から、新たな取組みがスタートします～

平成24年7月改訂  
※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等<sup>(※)</sup>の改正が行われました(H24.5.1公布)。これを受け、次のとおり、新たな取組みがスタートします。  
(※) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)

### (1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。  
(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)  
※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

### (2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。  
国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

### (3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。  
国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

(2) 施工体制台帳への保険加入状況の記載 (新旧比較)

様式第5号(第9条関係)

平成 年 月 日

施工体制台帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
[事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
工事名称及び工事内容				
発注者名及び住所				
工期		自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	契約日 平成 年 月 日
契約業所	区分	名称	住所	
	元請契約			
	下請契約			
発注者の監督員名		権限及び意見申出方法		
監督員名		権限及び意見申出方法		
現場代理人名		権限及び意見申出方法		
監理・主任技術者名		専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		資格内容		
資格内容		資格内容		
担当工事内容		担当工事内容		

<下請負人に関する事項>

会社名	代表者名		
住所	TEL:		
工事名称及び工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日 平成 年 月 日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事 特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事 特定 一般 第 号	平成 年 月 日
現場代理人名		安全衛生管理者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者		専任 非専任	雇用管理責任者名
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

旧

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

施工体制台帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
[事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
工事名称及び工事内容				
発注者名及び住所				
工期		自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日
契約業所	区分	名称	住所	
	元請契約			
	下請契約			
発注者の監督員名		権限及び意見申出方法		
監督員名		権限及び意見申出方法		
現場代理人名		権限及び意見申出方法		
監理・主任技術者名		専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		資格内容		
資格内容		資格内容		
担当工事内容		担当工事内容		

<下請負人に関する事項>

会社名	代表者名			
住所 電話番号	TEL:			
工事名称及び工事内容				
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日 年 月 日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事 特定 一般 第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 知事 特定 一般 第 号	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険 雇用保険
現場代理人名		安全衛生責任者名		
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名		
主任技術者名		専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名		
		資格内容		
		担当工事内容		

新

再下請負通知書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

元請名称	
------	--

住 所 \_\_\_\_\_  
会 社 名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

〈自社に関する事項〉

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契約日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名						
住所										
工事名及び 工事内容										
工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>		

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者	専 任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

## 施工体制台帳

[会社名] \_\_\_\_\_  
 [事業所名] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住所			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	
	事業所整理 記号等	区分	営業所の名称 <sup>2</sup>		健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>	
		元請契約						
下請契約								

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 申出方法	
------	--	--------------	--

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。



[一次下請負人に関する事項]

会社名				代表者名						
住所										
工事名及び 工事内容										
工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 <sup>1</sup>	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>	

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
主任技術者	専 任	非専任
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

- 1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 2 請負契約に係る営業所の名称について記載。
- 3 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙3 作業員名簿の作成例

元請確認欄

○社会保険関係について別業とする例

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 \_\_\_\_\_ 一 次 \_\_\_\_\_ 二 次 \_\_\_\_\_  
 所長名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

番号	ふりがな 氏 名	社 会 保 険		
		健康保険 <sup>1</sup>	年金保険 <sup>2</sup>	雇用保険 <sup>3</sup>
1				
2				
3				

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 \_\_\_\_\_ 一 次 \_\_\_\_\_ 二 次 \_\_\_\_\_  
 所長名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_ 会社名 \_\_\_\_\_

番号	ふりがな 氏 名	職 種	最近の健康診断日	健康保険 <sup>1</sup>	教育・ 雇入・職業 特別教育	実施年月日 (請年月日 教育実施日)
			血圧 血液型	種 類		
1		就業コード	年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
2		就業コード	年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日
3		就業コード	年 月 日			年 月 日
			年 月 日			年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

## 第2章 社会保険未加入対策への対応

### 1. MKS社会保険加入促進計画

MKSでは、平成25年度に社会保険未加入対策特別委員会を設置し、平成26年6月4日第6回定時総会において、同委員会で起案したMKS社会保険加入促進計画が承認された。

社会保険加入促進計画	
	平成26年6月4日承認
団体名	一般社団法人マンション計画修繕施工協会
代表者名	会長 坂倉 徹
所在地	東京都港区西新橋2-18-2
会員数	141社（平成26年3月末）
主な業種	建設業（住宅改修）
1. 基本的な方針	
社会保険等への加入促進対策は、行政・元請・下請が一体となって取り組むことが必要である。	
一般社団法人マンション計画修繕施工協会（以下MKSという。）は、マンションの計画修繕工事を元請、下請双方の立場を持つことを踏まえ、新築工事とは異なるマンション改修工事における自らが取り組むべき対策を明らかにするとともに、実情に沿った社会保険加入促進計画を策定する。	
一方、発注者である管理組合等に対し、適正な法定福利費の計上を周知啓蒙するとともに、行政に対してもエンドユーザーに対する主導的な取り組みを強く求める。	
なお、MKSは、会員企業に対して下請企業を含めた社会保険等の加入状況の実態調査を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画を見直しを行うこととする。	
2. 計画の期間	
平成25年度から4年間の計画とする。	
3. 取り組みの内容等	
①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画	
行政（建設業担当部局、社会保険担当部局）、建設業団体、関係団体等で構成される「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、唯一の改修工事業団体の立場で積極的に意見具申する。	
②会員企業への周知	
社会保険未加入対策推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや講習会等を通じ、会員企業への保険未加入対策の啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。	

③会員協力業者への対応

会員企業は、協力業者の保険加入状況を定期的に把握するとともに、未加入協力業社に対しては、加入促進を図る。

④法定福利費等の確保

発注者となる管理組合団体や管理会社団体に対して、適正な法定福利費の確保を要請する。また、下請業者との契約に対しても、見積時から適正な法定福利費を計上するよう要請する。

⑤偽装請負及び一人親方対策の是正

会員企業に対して、職業安定法や労働者派遣法を容易に判断できる資料を作成し、請負・雇用に関するルールの周知徹底を図る。

⑥MKSコードによる就労履歴管理と保険関係事務手続きの支援

会員企業及び会員下請企業就労者に対する保険事務手続きの支援を行うと共に、就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進を行う。

2. 会員社保険加入状況アンケート調査結果

会員社への保険加入状況アンケート調査の結果では、会員社はほぼ問題ないものの、やはり1次下請、2次下請以降になると加入率が全国建設業の平均と同様の傾向となっている。

2013年 社会保険等の加入状況調査表(H25.930現在 提出31社/141社)

正会員社名	従業員数	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数
合計	2525	2462	24	39	2448	22	51	2402	3	112
割合		97.5%	1.0%	1.5%	97.0%	0.9%	2.0%	95.1%	0.1%	4.4%

一次下請け会社										
会社名	従業員数	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数	加入者数	未加入者数	適用除外者数
未記入	7964	6762	1037	209	6350	1295	244	6065	1359	401
割合		84.9%	13.0%	2.6%	79.7%	16.3%	3.1%	76.2%	17.1%	5.0%

二次以降の下請会社加入率			
会社数	健康保険対象者加入率	厚生年金保険対象者加入率	雇用保険対象者加入率
375	55.5%	36.7%	38.3%

### 3. 標準見積書の活用

国土交通省社会保険未加入対策推進協議会に平成 25 年度末から当協会も参画し、合わせてMK S社会保険未加入対策特別委員会では、マンション計画修繕工事における標準見積書の作成を行った。

他団体の新築主体の労務費の算出とは改修工事の場合との違いがあり、会員社からの労務费率データを根拠とした、MK S 標準見積書を作成した。

#### (1) MK S 標準見積書の考え方

社会保険未加入対策推進協議会加盟の各団体標準見積書は、新築工事を基本としているため、マンション計画修繕工事のような既存建物の修繕、改修工事の労務费率が違うことから、MK S 独自の修繕、改修用労務费率の算出が必要である。

見積時に材料費、労務費を分けて計上することが最も望ましいといえるが、これまでの下請協力業社との契約形態や実際の施工に掛かる前での人工算出と完了精算等の乖離があった場合などを考慮すると、やはり修繕工事に特化した標準労務费率をガイドラインとして提示することが望ましいとの結論に達した。

以下に、新築工事と修繕、改修工事の相違点を示す。

- ① 仮設工事
  - ・既に建物があるため、新築とは労務比率が違う
  - ・重機使用の可否により労務比率が違う
  - ・ゴンドラ、枠組の選択により労務比率が違う
- ② 下地補修工事
  - ・外壁タイル貼りの有無により労務比率が違う
  - ・洗浄工事は、タイル面、塗装面それぞれ独立した労務比率の算定が必要
- ③ 塗装工事
  - ・下地処理（剥離及び肌合わせ）により労務比率が違う
  - ・壁面等塗装と鉄部塗装で労務比率が違う
- ④ 防水工事
  - ・下地処理（露出防水立上り撤去、仮防水、フクレ補修等）により労務比率が違う
  - ・防水材料により労務比率が違う
- ⑤ シーリング工事
  - ・新設と違い、撤去が加わるため、新築と違う労務比率の算出が必要
- ⑥ 設備工事
  - ・新築とは違う改修用配管敷設の労務比率が必要
  - ・既存撤去、仮設配管等、新築にはない労務比率の算出が必要

(2) 法定保険料率算出根拠 (令和5年3月現在)

(都道府県毎の法定保険料率は下表を参照)

健康保険 (P3により各県での違いがある。)

(ア) 協会けんぽ東京で算出 (介護保険料含まない)  $10.00\% \times 1/2 = 5.00\%$

同介護保険料  $1.82\% \times 56.0\%$  (全国平均加入率)  $\times 1/2 = 0.510\%$

5.510%

(イ) 厚生年金保険 (P7による)

9.150%

(ウ) 雇用保険 (P9による)

1.150%

(エ) 子ども・子育て拠出金

0.360%

法定保険料 (小数点以下第3位四捨五入)

16.17%

協会けんぽ都道府県別保険料による法定保険料率

都道府県	法定保険料率	都道府県	法定保険料率
北海道	16.315%	滋賀県	16.035%
青森県	16.065%	京都府	16.215%
岩手県	16.055%	大阪府	16.315%
宮城県	16.195%	兵庫県	16.255%
秋田県	16.100%	奈良県	16.240%
山形県	16.160%	和歌山県	16.140%
福島県	15.935%	鳥取県	16.080%
茨城県	16.035%	島根県	16.300%
栃木県	16.150%	岡山県	16.205%
群馬県	16.050%	広島県	16.130%
埼玉県	16.080%	山口県	16.150%
千葉県	16.105%	徳島県	16.295%
東京都	16.170%	香川県	16.285%
神奈川県	16.180%	愛媛県	16.175%
新潟県	15.835%	高知県	16.220%
富山県	15.955%	福岡県	16.350%
石川県	16.000%	佐賀県	16.425%
福井県	16.125%	長崎県	16.275%
山梨県	16.005%	熊本県	16.330%
長野県	15.915%	大分県	16.270%
岐阜県	16.070%	宮崎県	16.050%
静岡県	16.045%	鹿児島県	16.300%
愛知県	16.175%	沖縄県	16.115%
三重県	16.075%		



内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	1-2. 直接仮設工事							
	枠組本足場			m <sup>2</sup>				①労務比率B
	(ゴンドラ足場)			m <sup>2</sup>				②労務比率C
	養生ネット			m <sup>2</sup>				
	開口養生			m				
	登り棧橋		1	式				
	内部脚立足場		1	式				
	1-2. 直接仮設工事 小計					ウ		
	法定福利費						エ	ウ×労務比率B又はC×法定保険料率
	1. 仮設工事 計					オ		ア+ウ
	法定福利費 計						カ	イ+エ

内訳明細書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	2. 下地補修工事							
	2-1. 躯体補修工事							
	ひび割れ補修(外壁面)	巾= 0.5mm未満		m				
	〃 ( 〃 )	巾= 0.5mm以上		m				
	〃 (ベランダ面)	塗装主材すり込み		m				
	〃 (廊下面)	〃		m				
	鉄筋露出箇所補修(外壁面)	10cm未満		ヶ所				
	〃 ( 〃 )	11~50cm未満		ヶ所				
	〃 (ベランダ面)			ヶ所				
	〃 (廊下面)			ヶ所				
	コンクリート欠損箇所補修			ヶ所				
	手摺付根欠損箇所補修			ヶ所				
	2-1. 躯体補修工事 小計					キ		
	法定福利費						ク	キ×労務比率D×法定保険料率
	2-2. タイル補修工事							
	①タイル張替			m <sup>2</sup>				①労務比率E
	②タイル浮き補修			m <sup>2</sup>				②労務比率F
	2-2. タイル補修工事 小計					ケ		
	法定福利費						コ	ケ×労務比率E・F×法定保険料率



内 訳 明 細 書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	2-3. 洗浄工事							
	①塗装壁面							
	水洗い(フローア)			m <sup>2</sup>				①労務比率G
	高压水洗浄	120~150kg/cm <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>				①労務比率G
	②タイル洗浄							
	薬品洗浄			m <sup>2</sup>				②労務比率H
	2-3. 洗浄工事 小計					サ		
	法定福利費						シ	サ×労務比率G・H×法定保険料率
	2. 下地補修工事 計					ス		キ+ク+サ
	法定福利費 計						セ	ク+コ+シ

内 訳 明 細 書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	3. 塗装工事							
	3-1. 壁面関係塗装工事							
	RP-1			m <sup>2</sup>				
	RP-2			m <sup>2</sup>				
	RP-3			m <sup>2</sup>				
	RP-4			m <sup>2</sup>				
	RP-5			m <sup>2</sup>				
	3-1. 壁面関係塗装工事 小計					ソ		
	法定福利費						タ	ソ×労務比率I×法定保険料率
	3-2. 鉄部関係塗装工事							
	鉄製品塗装工事	内訳別紙	1	式				
	3-2. 鉄部関係塗装工事 小計					チ		
	法定福利費						ツ	チ×労務比率I×法定保険料率
	3. 塗装工事 計					テ		ソ+チ
	法定福利費 計						ト	タ+ツ

内訳明細書

No	名称	仕様	数量	呼称	単価	金額	法定福利費	備考
	4. 防水工事							
	4-1. 屋上防水工事							
	<下地補修>							
	既存防水層端未撤去	金物共		m				
	既存防水層フレ破断箇所補修			m <sup>2</sup>				
	笠木劣化部補修			m <sup>2</sup>				
	ドレン廻り補修			ヶ所				
	下地清掃			m <sup>2</sup>				
	小計					ナ		
	<防水工事>							
	アスファルト露出防水(常温工法)	シルバー色仕上		m <sup>2</sup>				
	アスファルト露出防水(立上、笠木)			m <sup>2</sup>				
	ウレタン塗膜防水工事(通路、笠木)	t=2mm		m <sup>2</sup>				
	防水層端未押え金物設置	アルミ製		m				
	基礎、架台廻り処理			ヶ所				
	小計					ニ		
	4-1. 屋上防水工事 計					ヌ		※下欄工法別労務比率有り
	法定福利費						ネ	ヌ×労務比率K・L・M×法定保険料率

※露出アスファルト防水:K シート防水:L 塗膜防水:M

内訳明細書

No	名称	仕様	数量	呼称	単価	金額	法定福利費	備考
	4-2. ベランダ防水工事							
	<下地補修>							
	既存塗膜脆弱部撤去及び補修			ヶ所				
	ひび割れ補修			式				
	欠損箇所補修			ヶ所				
	ドレン廻り補修	ドレン塗装含む		ヶ所				
	下地清掃			m <sup>2</sup>				
	不陸調整			m <sup>2</sup>				
	小計					ノ		
	<防水工事>							
	ウレタン塗膜防水工法	t=2mm		m <sup>2</sup>				
	小計					ハ		
	4-2. ベランダ防水工事 計					ヒ		
	法定福利費						フ	ヒ×労務比率N×法定保険料率

内 訳 明 細 書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	4-3. 廊下防水工事							
	<下地補修>							
	既存防水層脆弱部撤去及び補修			m <sup>2</sup>				
	欠損箇所補修			ヶ所				
	タイル欠損箇所補修			ヶ所				
	ドレン廻り補修	ドレン塗装含む		ヶ所				
	下地清掃			m <sup>2</sup>				
	不陸調整			m <sup>2</sup>				
	小 計					△		
	<防水工事>							
	超速硬化型ウレタン塗膜防水工法	t=2mm		m <sup>2</sup>				
	小 計							
	4-3. 廊下防水工事 計					▽		※下欄工法別労務比率有り
	法定福利費						ミ	▽×労務比率○・P×法定保険料率

※塗膜防水:○ 長尺シート:P

内 訳 明 細 書

No	名 称	仕 様	数 量	呼 称	単 価	金 額	法定福利費	備 考
	5. シーリング工事							
	外壁目地シーリング打ち替え	15×10		m				
	サッシ廻りシーリング打ち替え	10×10		m				
	化粧壁廻りシーリング打ち替え	20×15		m				
	EXPシーリング打ち替え	15×10		m				
	5. シーリング工事 計					△		
	法定福利費						メ	△×労務比率Q×法定保険料率



(4) 標準見積書書式（建築編）における標準的労務費率の算出

MKSでは、工種毎に労務比率を算出する方法で標準見積書を作成することとしたが、この工種毎の労務比率の標準的な目安が必要であると考え、会員社に対して労務比率アンケートを行うと共に、社会保険未加入対策特別委員会の委員会社を対象に無作為で平成27年1月から8月にかけてマンション計画修繕工事の建築関係における労務比率の検証作業を行った（(実作業人工×人工単価) / 工事請負（実施）金額）。もちろん、現場毎に難易度等の諸条件は違うため、あくまで中央値（（一財）建設物価調査会の分析報告参照）を示したものであることを踏まえ、各社の労務比率算出の根拠、参考として頂きたい。

【標準見積書書式（建築編）における工種別標準労務比率（平成28年3月現在）】

工事項目	適用条件	標準労務比率
1. 仮設工事		
1-1. 共通仮設工事		A- 29.38%
1-2. 直接仮設工事(枠組)	(材工共の発注の場合)	B- 50.49%
1-2. 直接仮設工事(ゴンドラ)	(材工共の発注の場合)	C- 20.77%
2. 下地補修工事		
2-1. 躯体補修工事	(材工共の発注の場合)	D- 75.60%
※防水の補修人工は防水工事へ		
2-2. タイル補修工事		
①タイル張替	(材工共の発注の場合)	E- 60.01%
※張り替えタイルを新規に焼いた現場		
②タイル浮き補修	(材工共の発注の場合)	F- 77.63%
※樹脂注入		
2-3. 洗浄工事		
①塗装壁面	(120~150kg/m <sup>2</sup> の高圧洗浄)	G- 75.79%
※超高压洗浄は含まない		
②タイル洗浄	(薬品洗浄)	H- 70.64%
3. 塗装工事		
3-1. 壁面関係塗装工事	(材工共の発注の場合)	I- 78.68%
3-2. 鉄部関係塗装工事	(材工共の発注の場合)	J- 77.35%
4. 防水工事		
4-1. 屋上防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
①露出アスファルト防水		K- 41.35%
②シート(塩ビ・合成高分子系)防水		L- 34.32%
③塗膜防水(既存押さえ)		M- 48.00%
4-2. ベランダ防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
④塗膜防水(ベランダ等)		N- 59.10%
4-3. 廊下防水工事	(材工共の発注の場合)	
※下地補修人工も含む		
⑤塗膜防水(廊下等)		O- 66.59%
⑥長尺シート(廊下等)防水		P- 46.00%
5. シーリング工事	(材工共の発注の場合)	Q- 64.96%
※撤去含む		
6. 諸経費		R- 73.84%

前ページは、各工事項目別に労務比率を算出したものであるが、一般的な大規模修繕工事であって、特殊要因がないものであれば総工事費に対して一括で労務比率を算出することも考えられる。その場合、各工事項目の労務比率を平均値化し、かつ各工事項目の総工事費に対する平均工事費比率を加味した加重平均を計算したものが下表である。また、協力業社で4人以下の個人事業主については、適用除外事業所となるため、各社の適用除外事業所を除いた適用事業所比率を算出することが必要となる。なお、協会会員社へのアンケートの結果では、適用事業所比率は80.07%となっている。

【総工事金額に対する加重平均労務比率（平成28年3月現在）】

工事項目	工事別標準 労務比率	工事項目別 労務比率平均	総工事費に対する 各工事の平均比率 ※1	工事全体の加重 平均労務比率	
1. 仮設工事					
1-1. 共通仮設工事	A- 29.38%	39.94%	16.30%	6.51%	
1-2. 直接仮設工事(枠組)	B- 50.49%				
2. 下地補修工事					
2-1. 躯体補修工事	D- 75.60%	71.93%	5.70%	4.10%	
※防水の補修人工は防水工事へ					
2-2. タイル補修工事					
①タイル張替	E- 60.01%				
※張り替えタイルを新規に焼いた現場					
②タイル浮き補修	F- 77.63%				
※樹脂注入					
2-3. 洗浄工事					
①塗装壁面	G- 75.79%				
※超高压洗浄は含まない					
②タイル洗浄	H- 70.64%				
3. 塗装工事					
3-1. 壁面関係塗装工事	I- 78.68%	78.01%	30.70%	23.95%	
3-2. 鉄部関係塗装工事	J- 77.35%				
4. 防水工事					
4-1. 屋上防水工事	K- 41.35%	51.47%	39.10%	20.12%	
※下地補修人工も含む					
①露出アスファルト防水					
②シート(塩ビ・合成高分子系)防水	L- 34.32%				
③塗膜防水(既存押さえ)	M- 48.00%				
4-2. ベランダ防水工事					
※下地補修人工も含む					
④塗膜防水(ベランダ等)	N- 59.10%				
4-3. 廊下防水工事					
※下地補修人工も含む					
⑤塗膜防水(廊下等)	O- 66.59%				
⑥長尺シート(廊下等)防水	P- 46.00%				
5. シーリング工事		Q- 64.96%			
※撤去含む					
6. 諸経費	R- 73.84%	73.84%	8.30%	6.13%	
総工事費に対する加重平均労務比率				60.8%	

※1：(社)高層住宅管理業協会（現（一社）マンション管理業協会）発行

「わかりやすいマンション診断の手引き」より

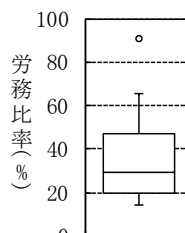
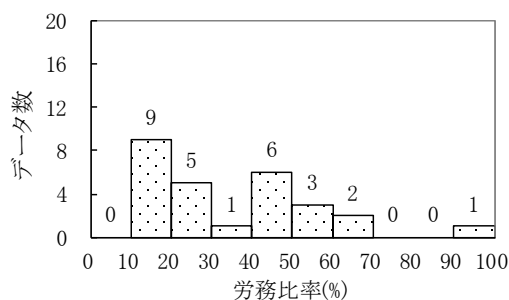
【集計結果の分析報告より：（一財）建設物価調査会】

1. 母集団の傾向確認

母集団から統計量を算定し、合わせてヒストグラムと箱ひげ図を作成して、データの分布傾向を確認した。

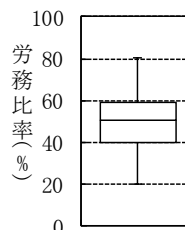
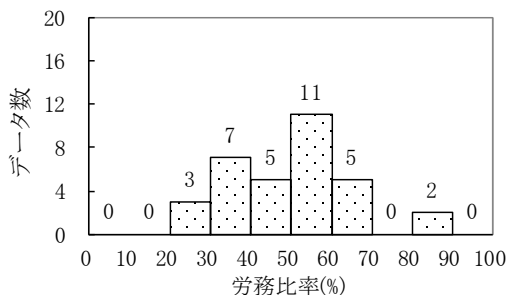
各母集団は、必ずしも正規分布を示しておらず平均値は一部の高・低額データの影響を大きく受ける。そのためここでは順位統計量に着目して、中央値を母集団の代表値として、かつ母集団分布の絞り込みには50%の確率である四分位を示した。

No. 1 仮設工事  
1-1 共通仮設



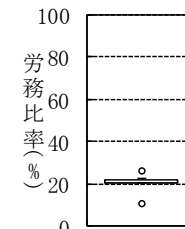
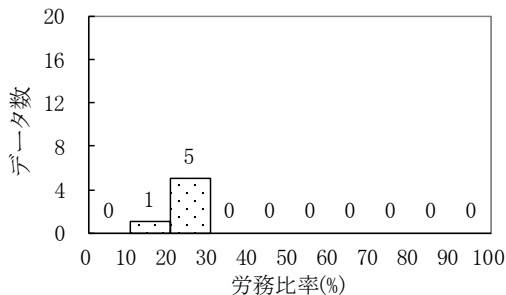
統計量	
データ数	27
標準偏差	19.31%
+3σ	94.21%
最大値	90.78%
+2σ	74.90%
+1σ	55.60%
75%	47.51%
平均値	36.29%
中央値	29.38%
25%	19.64%
-1σ	16.98%
最小値	14.10%
-2σ	-2.33%
-3σ	-21.64%

1-2 直接仮設工事  
① 枠組の場合



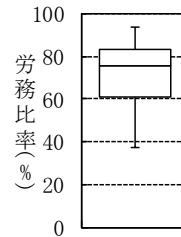
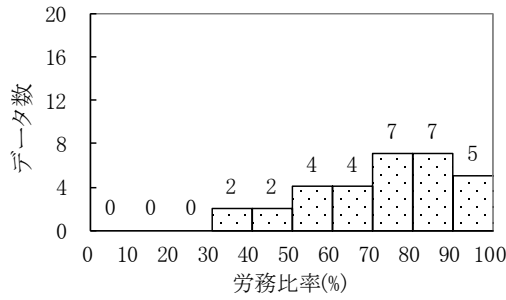
統計量	
データ数	33
標準偏差	14.20%
+3σ	92.01%
最大値	80.78%
+2σ	77.81%
+1σ	63.61%
75%	59.30%
平均値	49.41%
中央値	50.49%
25%	39.56%
-1σ	35.20%
最小値	20.23%
-2σ	21.00%
-3σ	6.80%

② ゴンドラの場合



統計量	
データ数	6
標準偏差	4.72%
+3σ	34.44%
最大値	26.33%
+2σ	29.72%
+1σ	25.00%
75%	22.26%
平均値	20.28%
中央値	20.70%
25%	20.50%
-1σ	15.56%
最小値	10.76%
-2σ	10.84%
-3σ	6.13%

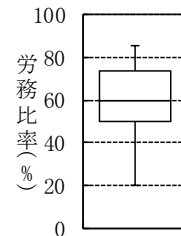
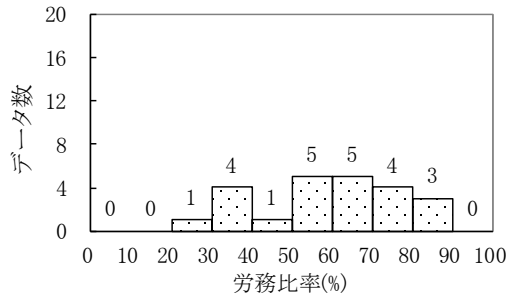
No. 2 下地補修工事  
2-1 躯体補修工事



統計量

データ数	31
標準偏差	16.23%
+3σ	120.42%
最大値	93.82%
+2σ	104.20%
+1σ	87.97%
75%	82.98%
平均値	71.74%
中央値	75.60%
25%	60.74%
-1σ	55.51%
最小値	37.25%
-2σ	39.29%
-3σ	23.06%

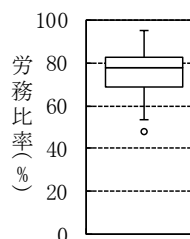
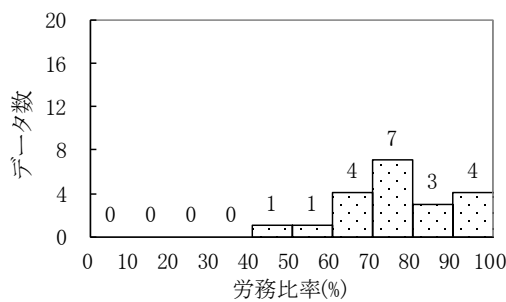
2-2 タイル補修工事  
①タイル張替工事



統計量

データ数	23
標準偏差	17.91%
+3σ	112.52%
最大値	85.50%
+2σ	94.61%
+1σ	76.70%
75%	73.77%
平均値	58.79%
中央値	60.01%
25%	49.70%
-1σ	40.88%
最小値	20.31%
-2σ	22.97%
-3σ	5.07%

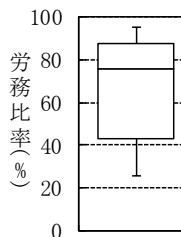
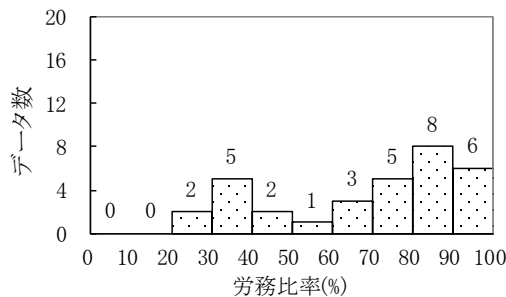
②タイル浮き補修



統計量

データ数	20
標準偏差	12.19%
+3σ	112.76%
最大値	95.24%
+2σ	100.57%
+1σ	88.38%
75%	82.73%
平均値	76.19%
中央値	77.63%
25%	68.98%
-1σ	63.99%
最小値	47.94%
-2σ	51.80%
-3σ	39.61%

2-3 洗浄工事  
①塗装壁面洗浄

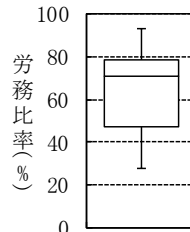
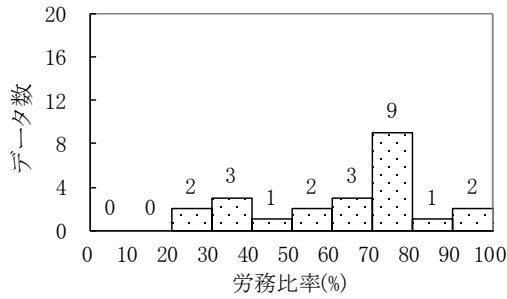


統計量

データ数	32
標準偏差	22.95%
+3σ	136.53%
最大値	95.45%
+2σ	113.58%
+1σ	90.63%
75%	87.25%
平均値	67.69%
中央値	75.79%
25%	43.35%
-1σ	44.74%
最小値	25.97%
-2σ	21.79%
-3σ	-1.15%



②タイル面薬品洗浄

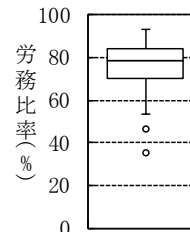
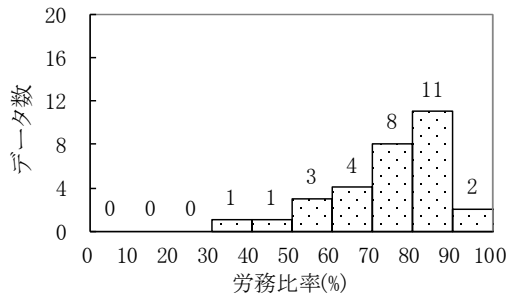


統計量

データ数	23
標準偏差	19.93%
+3σ	123.28%
最大値	93.33%
+2σ	103.36%
+1σ	83.43%
75%	78.55%
平均値	63.50%
中央値	70.64%
25%	47.33%
-1σ	43.58%
最小値	28.00%
-2σ	23.65%
-3σ	3.72%

No. 3 塗装工事

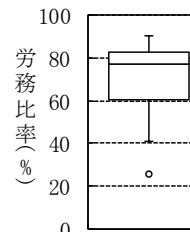
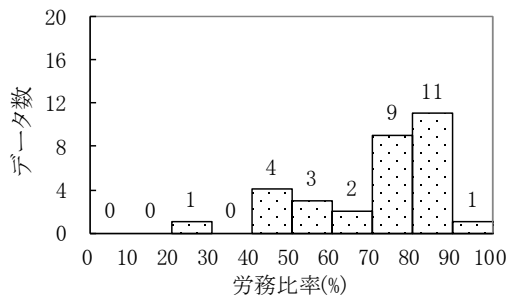
3-1 壁面塗装工事



統計量

データ数	30
標準偏差	13.36%
+3σ	114.59%
最大値	92.92%
+2σ	101.23%
+1σ	87.86%
75%	84.08%
平均値	74.50%
中央値	78.68%
25%	69.98%
-1σ	61.14%
最小値	35.50%
-2σ	47.77%
-3σ	34.41%

3-2 鉄部塗装工事

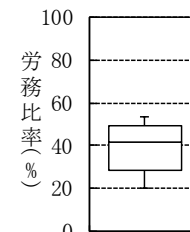
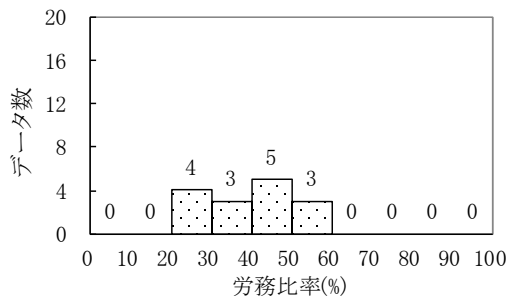


統計量

データ数	31
標準偏差	16.49%
+3σ	120.53%
最大値	90.53%
+2σ	104.04%
+1σ	87.55%
75%	82.55%
平均値	71.06%
中央値	77.35%
25%	60.52%
-1σ	54.57%
最小値	25.48%
-2σ	38.09%
-3σ	21.60%

No. 4 防水工事

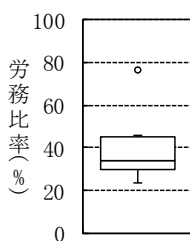
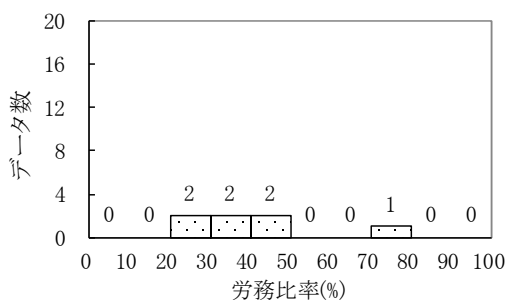
①露出アスファルト防水



統計量

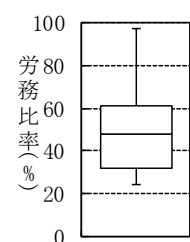
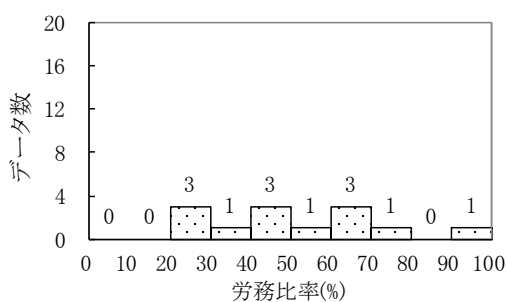
データ数	15
標準偏差	11.75%
+3σ	74.25%
最大値	53.67%
+2σ	62.50%
+1σ	50.75%
75%	49.14%
平均値	39.00%
中央値	41.35%
25%	28.78%
-1σ	27.25%
最小値	20.20%
-2σ	15.50%
-3σ	3.75%

②シート(塩ビ・合成高分子系)防水



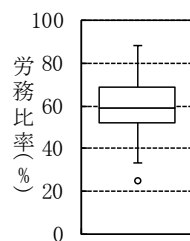
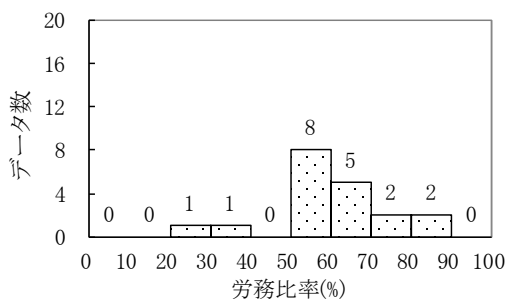
統計量	
データ数	7
標準偏差	16.54%
+3σ	90.25%
最大値	76.50%
+2σ	73.72%
+1σ	57.18%
75%	45.36%
平均値	40.64%
中央値	34.32%
25%	29.75%
-1σ	24.11%
最小値	23.45%
-2σ	7.57%
-3σ	-8.97%

③塗膜防水(既存押さえ)



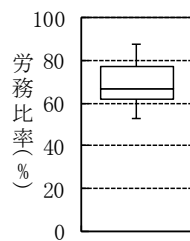
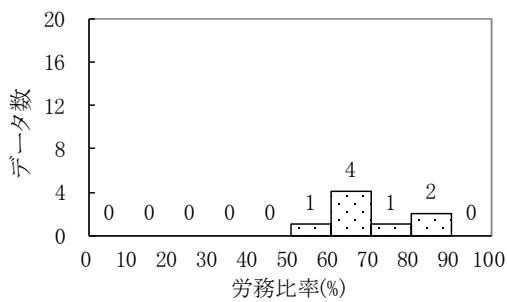
統計量	
データ数	13
標準偏差	20.93%
+3σ	114.43%
最大値	97.50%
+2σ	93.49%
+1σ	72.56%
75%	61.20%
平均値	51.63%
中央値	48.00%
25%	31.78%
-1σ	30.69%
最小値	24.25%
-2σ	9.76%
-3σ	-11.17%

④塗膜防水(ベランダ等)



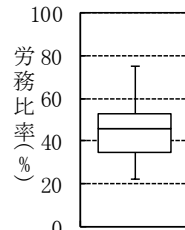
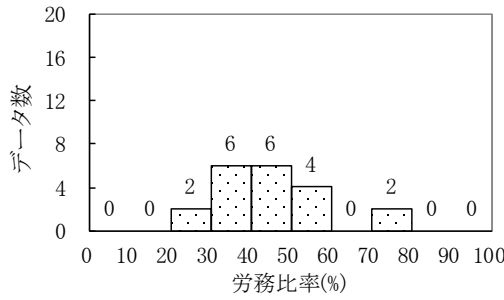
統計量	
データ数	19
標準偏差	15.51%
+3σ	106.95%
最大値	88.19%
+2σ	91.45%
+1σ	75.94%
75%	69.04%
平均値	60.43%
中央値	59.10%
25%	52.38%
-1σ	44.92%
最小値	24.83%
-2σ	29.42%
-3σ	13.91%

⑤塗膜防水(廊下等)



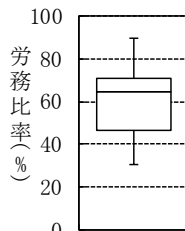
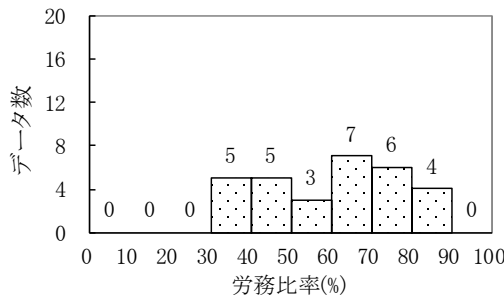
統計量	
データ数	8
標準偏差	11.06%
+3σ	102.47%
最大値	87.35%
+2σ	91.41%
+1σ	80.35%
75%	77.32%
平均値	69.29%
中央値	66.59%
25%	61.57%
-1σ	58.23%
最小値	53.01%
-2σ	47.17%
-3σ	36.12%

⑥長尺シート(廊下等)防水



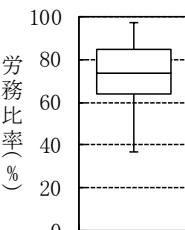
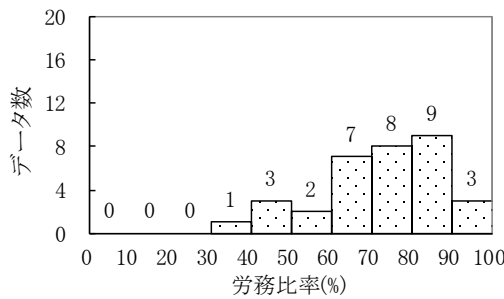
統計量	
データ数	20
標準偏差	13.35%
+3σ	85.37%
最大値	75.30%
+2σ	72.03%
+1σ	58.68%
75%	52.45%
平均値	45.33%
中央値	46.00%
25%	34.63%
-1σ	31.99%
最小値	22.28%
-2σ	18.64%
-3σ	5.29%

No. 5 シーリング工事



統計量	
データ数	30
標準偏差	16.66%
+3σ	110.35%
最大値	89.91%
+2σ	93.68%
+1σ	77.02%
75%	70.84%
平均値	60.35%
中央値	64.96%
25%	46.39%
-1σ	43.69%
最小値	30.34%
-2σ	27.02%
-3σ	10.36%

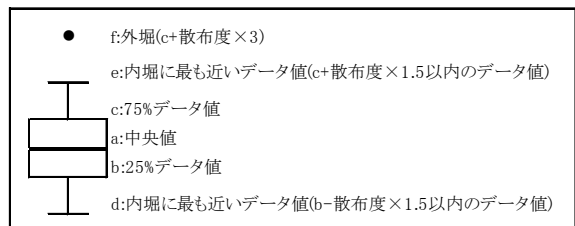
No. 6 諸経費



統計量	
データ数	33
標準偏差	15.24%
+3σ	117.70%
最大値	97.34%
+2σ	102.46%
+1σ	87.22%
75%	84.76%
平均値	71.97%
中央値	73.84%
25%	64.21%
-1σ	56.73%
最小値	36.49%
-2σ	41.49%
-3σ	26.24%

<参考>箱ひげ図の見方

箱ひげ図(box-and-whisker plot)は、変数の分布やバラツキの状態を、中央値と4分位により表示している。箱の中央付近にある太線が「中央値」(全サンプル数の50%に位置するデータ:a)であり、この「中央値」から大小それぞれの方向に(全サンプル数の25%と75%に位置するデータ:b、c)を求めて、その値を箱の長さ(縦軸)方向に用いている。その結果、箱の長さで中央値を中心とした全体の50%のデータの分布状況が確認できる。次に散布度(箱の長さ:c-b)を求め、内堀(内境界点)として散布度×1.5の地点に最も近い内側のデータ値(d,e)までひげを伸ばし、さらに外堀(外境界点:f)として散布度×3の数値を求め、内堀と外堀の間のデータを「はなれ値」として表示する。外堀の外側は“極外値”として扱うこととなっている。



(5) 標準見積書項目（設備編）と標準的労務费率の算出

マンション計画修繕工事設備編については、社会保険未加入対策特別委員会に設備WGを設け、建築編に引き続き設備改修工事における標準労務比率の検討を行った。P25 の⑥にあるように新築の仕上げ工事前に敷設できる設備工事と違い、既存配管設備や内装撤去、復旧等の労務費を含めた労務比率の算出が必要であり、これについてWG委員の諸条件を設定した工事事例（前提条件7階建て60所帯）に基づく労務比率のアンケート調査と検証作業を行い、下表の設備改修工事毎の平均労務比率を取り纏めた。

建築編と同様に、各現場の諸条件により変動することは想定されるが、各社の労務比率算出の一つの指標として参考にされたい。

【設備改修工事各工事項目における工種別標準労務比率（平成28年9月現在）】

大項目	中項目	小項目	内訳	労務比率	備考	
仮設工事	1) 共通仮設			29.38%		
	2) 直接仮設	2)-1.足場等		50.49%		
			材料費	67.45%		
		2)-2.仮設配管	配管工事費			
【給水(給湯)設備】						
共用給水設備改修工事						
共用給水設備改修工事	3) 受水槽改修工事	3)-1.交換工事	水槽等材料費	別途材料費計上	68.80%	受水槽40t想定
			既存撤去費			
			搬出処分費			
			据付工事費			組立・基礎・架台等
		3)-2.撤去工事	撤去工事費	68.33%		
			搬出処分費			
	4) 高置水槽改修工事	4)-1.交換工事	水槽等材料費	別途材料費計上	68.80%	高置水槽5tノックダウン式で想定
			既存撤去工事費			
			搬出処分費			
			据付工事費			
		4)-2.撤去工事	撤去工事費	68.33%		
			搬出処分費			
	5) ポンプ改修工事	5)-1.交換工事	ポンプ等材料費	別途材料費計上	68.20%	
			既存撤去費			
搬出処分費						
据付工事費				設置・試運転・基礎・架台等		
6) 配管更新工事	6)-1.埋設配管更新工事	掘削、埋め戻し費	54.69%		舗装含む	
		6)-2.建物内共用配管更新工事費				
	6)-2.建物内共用配管更新工事費	配管等材料費	別途材料費計上	62.32%	継ぎ手・保温材・支持金物等	
		撤去配管処分費				
		配管工事費				コア抜き・防火区画貫通部処理
	7) 電気工事			配線・配電工事費	69.57%	

専有部給水設備改修工事					
	8)配管更新工事	8)-1.給水配管更新工事	配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・保温材・支持金物等
			撤去配管処分費	62.96%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
			内装材撤去・復旧費		
		8)-2.(給湯配管更新工事)			
		配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・保温材・支持金物等	
	撤去配管処分費	62.96%	コア抜き・防火区画貫通部処理		
	配管工事費				
	内装材撤去・復旧費				
	給水配管更生工事				
9)配管更新工事	9)-1.共用配管更新工事		55.49%		
	9)-2.専有部配管更新工事		58.61%		
【排水設備】					
共用排水設備改修工事					
	10)ポンプ改修工事	10)-1.交換工事	ポンプ等材料費	別途材料費計上	
			既存撤去費	68.20%	設置・試運転・基礎・架台等
			搬出処分費		
			据付工事費		
	11)配管更新工事				
	11)-1.埋設配管更新工事		掘削・埋め戻し費	62.00%	舗装含む
	11)-2.建物内共用配管更新工事費		配管等材料費	別途材料費計上	VP100・継ぎ手・支持金物等
			撤去配管処分費	65.35%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
	専有部排水設備改修工事				
	12)配管更新工事	12)-1.給水配管更新工事	配管等材料費	別途材料費計上	継ぎ手・支持金物等
			撤去配管処分費	69.58%	コア抜き・防火区画貫通部処理
			配管工事費		
			内装材撤去・復旧費		
			排水配管更生工事		
13)配管更新工事	13)-1.共用配管更新工事		67.06%		
	13)-2.専有部配管更新工事		62.36%		
⑭諸経費			73.84%		

#### 4. 適正な法定福利費の確保と供与

既に国土交通省からも、発注者団体宛に適切な法定福利費の確保要請を出しているが、MK SとしてもMK S標準見積書の周知・啓蒙を行っている。

また、下請業者に対しても、この算出方法を活用してもらい、適切な法定福利費が末端まで行き渡らせなければならない。

国土交通省の発注者団体への法定福利費確保要請

国土建労第1267号

平成29年3月16日

別記（主要民間発注者） 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

#### 法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

建設業においては、平成24年度より、産業の持続的な発展に必要な人材の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境の構築のため、平成29年度を目標年次として社会保険等の未加入対策を進めてまいりました。

また、昨年（平成28年）の第192回臨時国会で成立した「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成28年12月16日公布）が本年3月16日に施行され、同法に定められた基本理念として、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額等が定められること及び建設工事従事者の安全及び健康の確保が行われること等が掲げられており、建設業において法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底が一層重要となっているところです。

今般、建設工事の発注者の皆様にあらためて建設業における社会保険等未加入対策の取組みについてご理解、ご協力をいただきたく、下記について傘下の会員企業各位への周知をお願いいたします。

#### 記

建設業では、高齢化により近い将来労働者の不足が懸念されるにも関わらず、社会保険等に適正に加入しない企業が多く存在する状況にありました。このため、平成29年度までに許可業者の加入率を100%とすること等を目標とし、行政、各建設業団体及び各企業等による総合的な社会保険等（雇用、健康、厚生年金保険）の未加入対策を進めてまいりました。

建設企業の取組の指針である「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、遅くとも平成29年度以降は、法令上の加入義務があるにも関わらず未加入である下請企業及び作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取

扱いとすべきこととされています。

社会保険の加入を進めるために特に必要なのが、労働者を雇用する企業にとって義務的な経費である法定福利費（法令上事業主に負担する義務のある社会保険料相当額）の確保です。

受注競争の激化などにより、本来固定費であるべき法定福利費も変動費化して請負金額の中で十分に確保されない状況にあったため、各建設企業において見積りの段階で必要となる法定福利費を計算し、その額を内訳として明示した標準見積書を活用することで、請負金額の中で法定福利費の確保を図る取組を行っているところです。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月）においても、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとされています。

発注者の皆様におかれては、建設業における社会保険等未加入対策の取組についてご理解を頂くとともに、発注する工事の建設作業を担う労働者に係る法定福利費を含む適正な積算に基づき予定価格を設定し、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行って頂くことにつき、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

**【発出先】**

(一社) マンション管理業協会

(公財) マンション管理センター

(一社) 日本マンション管理士会連合会

特定非営利活動法人 全国マンション管理組合連合会

## 参考資料

国土交通省「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」



# 法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順

## 1. 法定福利費を内訳明示した見積書とは

建設産業では、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るため、関係者を挙げて社会保険等未加入対策に取り組んでいます。

社会保険等未加入対策を進めていく中では法定福利費の確保が重要ですが、これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積りが一般的で、法定福利費がどのように取り扱われているのかが分かりにくい状況でした。

法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）とは、下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出している見積書を従来の総額によるものではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示したもので、これを活用することにより、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうとするためのものです。

## 2. 内訳明示する法定福利費の算出方法

### (1) 内訳明示する法定福利費の範囲

法定福利費（社会保険料）といった場合、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料、労災保険料がありますが、見積書で内訳明示する法定福利費は、原則として健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分です。

標準見積書にて内訳明示の対象となる保険料等について

	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金 <sup>※</sup>	雇用保険料	労災保険料 <sup>※</sup>
事業主負担分	○	○	○	○	○	×
本人負担分	×	×	×	—	×	—

※ 事業主が全額負担(本人負担分なし)

- 内訳明示する法定福利費の範囲は、事業主負担分を基本としていますが、各社が個別に表中の『×』の部分の内訳明示しても構いません。その場合、法定福利費として内訳明示している範囲を明記する必要があります。(例えば、「法定福利費は、××保険料の本人負担分も含んでおります。」など)

## (2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

## (3) その他の算出方法

$$\begin{aligned} \text{法定福利費} &= \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合} \\ \text{法定福利費} &= \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費} \end{aligned}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

## (4) 適用する保険料率の考え方

保険料率の種類	保険料率の入手先	備考
健康保険料率  (介護保険料率)	・協会けんぽのウェブサイト 等 (個別に健康保険組合に加入している場合は、別途組合に問合せ)	(協会けんぽに加入の場合) 都道府県単位の保険料率  加入率(40～64歳の被保険者割合)を加味する
厚生年金保険料率 (児童手当拠出金)	・日本年金機構のウェブサイト 等 (厚生年金基金に加入している場合は、別途基金に問合せ)	—
雇用保険料率	・厚生労働省のウェブサイト 等	「建設の事業」の料率を用いる

### ○健康保険の保険料率

健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)

また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、**介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみ**ですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難です。

そのため、協会けんぽでの対象者・対象外の者の状況（被保険者全体に占める40～64歳の割合）を勘案して設定する方法等が考えられます。

#### （参考）介護保険料の算定に使用する保険料率の考え方

＝ 協会けんぽの介護保険料率 × 1/2(事業主負担) × 加入率(40～64歳の被保険者割合\*)

\*協会けんぽウェブサイトの被保険者数及び被扶養者の年齢構成割合より

#### ○厚生年金保険（児童手当拠出金含む）の保険料率

厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。（厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。）

また、児童手当拠出金の料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

#### ○雇用保険の保険料率

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

#### （5）健康保険、厚生年金保険の適用除外者であるものの取扱い

常時使用する労働者が5人未満の個人事業所（支所）や一人親方などは、健康保険、厚生年金保険に加入する義務のない、いわゆる『適用除外』となります。そのため、各保険の**事業主負担は発生しません。**

したがって、**適用除外となっている現場作業員の法定福利費については、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。**

実際には見積段階で適用除外となる作業員の方を把握することは、実務上、難しいと思いますので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として健康保険・厚生年金保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。その後、元請企業（直近上位の注文者）と協議を行い、最終的な金額を決定していきます。

(6) 法定福利費を内訳明示した見積書の作成例

## 御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××  
○○株式会社

**見積金額** L (消費税込)

事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

	項目	数量	歩掛	単価	金額
○○○工事	材料費				A
	労務費				B
	経費(法定福利費を除く)				C
	小計				D=A+B+C
<b>法定福利費</b>					
	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
	雇用保険料	B	p	E・・・B×p	
	健康保険料	B	q	F・・・B×q	
	介護保険料	B	r	G・・・B×r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)	B	s	H・・・B×s	
	合計	B	t	I・・・B×t	I
小計					J=D+I
消費税等					K=J×8%
合計					L=J+K

事業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

事業主負担分の法定福利費を明示する。

法定福利費も消費税の対象になる。

## ※ 標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法の場合〕 = 労務費総額 × 法定保険料率

〔算出手順例〕

1. 労務費総額（B）を各個社・業界の実情に合わせた方法で算出。
2. 算出した労務費総額（B）に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出（E，F，G，H）。

※介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料率の2分の1）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする

【協会けんぽの場合】

介護保険料率の算式 =  $1.58\% \times 1/2 \times 52.9\% = \underline{0.418\% (r)}$

3. 各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出  
( $I = E + F + G + H$  または  $B \times t$ )
4. 小計額（J）を算出。
5. 消費税（K）を算出。
6. 合計（L）を算出し、見積金額として計上。

### 3. 法定福利費を内訳明示した見積書に関するよくある質問

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出しなければならないのでしょうか？

- A. 内訳明示する法定福利費の額は、本来、各建設業者が個別工事ごとに自社の施工実績等に基づいて算定するものですので、必ずしも所属する専門工事業団体等の作成した見積書に沿って、法定福利費を算出する必要はありません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が法定福利費の算定を行おうとする際の参考にしていただくためのものです。

Q. 法定福利費を内訳明示した見積書を作成する場合、所属する専門工事業団体等の作成した見積書の様式を使用しなければならないのでしょうか？

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書の活用は、必要な法定福利費を確保することを目的としていますので、法定福利費の内訳が明示されていれば、自社または注文者から指定された様式でも構いません。各専門工事業団体が作成した標準見積書は、各団体に所属する建設業者等が作成する際の参考にしていただくためのものです。

**Q. 法定福利費も消費税の対象となるのでしょうか？**

A. 対象となります。

**Q. 法定福利費を内訳明示した見積書の作成は、法律上の義務なのでしょうか？**

A. 社会保険等への加入を徹底していくためには、主に技能労働者等を雇用している下請企業が  
必要な法定福利費を確保していくことが重要です。そのため、見積りに当たっては  
従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示するこ  
とにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そこで、各専門工事業団体で業種の特性等に応じて、法定福利費を内訳明示した見積書  
が作成できるよう標準見積書を作成し、これを活用するなどして法定福利費が内訳明  
示された見積書を提出する運動を、業界を挙げて推進しているところです。

この取組については、見積書を提出する際に法定福利費を内訳明示することを直接的  
に義務づけた法律等の規定はありませんが、下請負人の見積書に法定福利費相当額が  
明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相  
当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用（材料費、  
労務費、その他経費など）で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うこ  
とができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原  
価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設  
業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがあります。

また、社会保険の加入促進に向けて重要な取組であることから、「社会保険の加入に関  
する下請指導ガイドライン」においては、法定福利費の適正な確保のために、専門工事  
業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積  
書を下請企業から元請企業に提出する取組が行われているところであり、これを提出  
する環境づくりが必要であることなど、元請企業及び下請企業が具体的に取り組むべ  
き事項を定め、更なる普及・定着に向けた環境整備を行っております。

**Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのでしょうか。**

A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者  
に対する見積書を作成してください。ただ、注文者に見積書を依頼された段階では、下  
請企業に工事を発注するか決まっていないことが多くあります。また、見積書では、注  
文を受けた工事についてどのような工種をいくらの材料・機器を使って（材料費）、ど

れくらいの工賃（手間・労務費）で施工するか計算しており、外注費（下請代金）そのものが項目として計上されているわけではありません。

したがって、自社が作成する見積書そのものに含まれる『工賃』を基本に法定福利費を算出すれば、下請代金に含まれる法定福利費も含まれているものと考えられます。

**Q. 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合、適用する保険料率はどの保険のものにすればいいのでしょうか？**

- A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて注文者に対する見積書を作成する必要がありますが、自社及び下請企業が加入する保険が必ずしも同じであるとは限りません。

この際、内訳明示する法定福利費を算出するために使用する保険料率は、それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用するといったことが考えられます。要は、法定福利費を支払う側である注文者が納得のできる合理的な内容であれば問題ありません。

**Q. 見積金額には元々、法定福利費が適正に含まれており、必要な保険にもきちんと加入しているのだが、それでも法定福利費を内訳明示した見積書を作成する必要があるのでしょうか。**

- A. 法定福利費を内訳明示した見積書は、これを作成しなかったからといって、特に罰則等があるわけではありません。しかし、社会保険等への加入を促進するためには加入に必要な法定福利費をしっかりと確保していく必要があります。

国土交通省では、平成27年4月1日付けで改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の内容として、「元請負人は、（中略）下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こと、あるいは「下請企業は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保する」ことを明記する等、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進しています。こうした観点から、法定福利費を内訳明示した見積書を主体的に作成していただくことが求められます。

社会保険未加入対策特別委員会委員

- 委員長 山岸 大輔（ヤマギシリフォーム工業株）  
委員 田制 貴之（ヤマギシリフォーム工業株）  
委員 深沢 勇一（建装工業株）  
委員 八木 孝太郎（株カシワバラ・コーポレーション）  
委員 吉村 重男（川本工業株）  
委員 鈴木 丈太郎（株サカクラ）  
委員 岡部 真人（株シンヨー）  
委員 斉藤 克浩（TOHO株）  
委員 村松 貴宏（株アール・エヌ・ゴトー）

〔設備WGメンバー〕

- 斎藤 政勝（川本工業株）  
吉村 重男（川本工業株）  
関 朋子（川本工業株）  
小黒 正博（いずみテクノス株）  
村上 美文（いずみテクノス株）  
小岩井康裕（京浜管鉄工業株）  
新藤 孝（建装工業株）  
星野 隆之（株スターテック）  
芦間 美久（積水工業株）  
鶴谷 良成（株総和プラント）  
長塚 辰男（株太平エンジニアリング）  
真清田忠司（日本水理株）  
藤井 要（株P・C・G テクニカ）  
木村 章一（ブライトワークス株）

MKS 社会保険加入促進ガイドライン

第8版【令和5年度4月版】2023年4月発行

発行 一般社団法人マンション計画修繕施工協会

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-2 新橋 NKK ビル 2 階

電話 03-5777-2521